

丸八信用組合
法人キャッシュカード規定

1 (カードの利用)

普通預金(利息を付さない約定のある普通預金を含みます。)について発行した丸八信用組合キャッシュカード(以下「カード」といいます。)は当該預金口座について、次の場合に利用することができます。

- (1) 当組合のオンライン現金自動預払機(以下「ATM」といいます。)を使用して普通預金に預入れ、又は払戻しをする場合
- (2) 当組合のATMを使用して預金の残高照会をする場合
- (3) 当組合のATMを使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合

2 (ATMによる預金の預入れ)

- (1) 当組合のATMを使用して普通預金に預入れをする場合には、ATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMにカード又は通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) ATMによる預入れは、当組合所定の金種に限ります。又、1回あたりの預入れは、当組合所定の枚数による金額の範囲内とします。
- (3) 第1項の操作においては、ATMの画面に表示された入金金額等を確認のうえ、操作確認してください。

3 (ATMによる預金の払戻し)

- (1) 当組合のATMを使用して普通預金の払戻しをする場合には、ATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMにカードを挿入し、届出の暗証番号及び金額を正確に入力してください。この場合、通帳及び払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) ATMによる払戻しは、当組合所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当組合所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは、当組合所定の金額の範囲内とします。

4 (ATMによる振込)

- (1) ATMを使用して振込資金を預金口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合には、ATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMにカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を正確に入力して下さい。この場合における預金の払戻しについては、通帳及び払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 前項の振込依頼をする場合における1回あたりの振込は、当組合所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの振込は当組合の金額の範囲内とします。
- (3) ATMを使用して振込資金を預金口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合に、振込金額、振込手数料の合計額が払戻すことのできる金額を超えるときは、その振込はできません。

5 (ATMの故障等の取扱い)

- (1) 停電、故障等によりATMによる預入の取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当組合窓口でカードにより普通預金に預入れをすることができます。
- (2) 停電、故障等により当組合のATMによる支払の取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当組合の窓口でカードにより普通預金の払戻しをすることができます。
- (3) 前項による払戻しをする場合には、当組合所定の払戻請求書に氏名及び金額を記入のうえ、カードとともに提出し、専用機に暗証番号を入力してください。

6 (カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入)

カードにより預入れた金額、払戻した金額、ATM利用手数料金額の通帳記入は、通帳がATMで使用された場合又は当組合の窓口で提出された場合に行いません。又、窓口でカードにより取扱った場合も同様とします。

7 (カード・暗証番号の管理等)

- (1) 当組合は、ATMの操作の際に使用されたカードが、当組合が本人に交付したカードであること、及び入力された暗証番号と届出の暗証番号が一致することを当組合所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行ないます。
- (2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の使用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合又は他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当組合に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。
- (3) カードの盗難にあった場合には、当組合所定の届出書を当組合に提出してください。

8 (カードの紛失、届出事項の変更等)

カードを紛失した場合又は氏名、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当組合所定の方法により当組合に届出てください。

9 (カードの再発行等)

- (1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当組合所定の手続をした後に行ないます。
- (2) カードを再発行する場合には、当組合所定の再発行手数料をいただきます。

10 (ATMへの誤入力等)

ATMの使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当組合は責任を負いません。

11 (解約、カードの利用停止等)

- (1) 預金口座を解約する場合又はカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当組合に返却してください。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当組合がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。その場合、当組合から請求がありしだい直ちにカードを当組合に返却してください。
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当組合からの請求がありしだい直ちにカードを当組合に返却してください。ただし、当組合の窓口において当組合所定の本人確認書類等の提示をうけて、当組合が本人と確認できた場合には、停止を解除します。
 - ① 次条に違反した場合
 - ② 総合口座取引規定、普通預金規定により、預金口座の預金取引が停止されたとき
 - ③ 預金口座に関し、最終の預入又は払戻しから当組合が別途表示する一定期間が経過した場合
 - ④ カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当組合が判断した場合

12 (譲渡、質入れ等の禁止)

カードは、譲渡、質入れ又は貸与することはできません。

13 (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、総合口座取引規定、普通預金規定により取扱います。

14 (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表、店頭掲示その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2024年4月1日現在)